

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 6件

厚生年金関係 2件

関東神奈川厚生年金 事案 8913

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年12月19日、17年8月12日、同年12月16日及び18年8月11日について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、15年12月19日は11万円、17年8月12日は23万4,000円、同年12月16日は32万円及び18年8月11日は33万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月
② 平成15年12月
③ 平成17年8月
④ 平成17年12月
⑤ 平成18年8月

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。

賞与支給明細書は所持していないが、申立期間にも賞与は支払われており、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②から⑤までについて、A社が保管する賃金台帳から、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（申立期間②は11万円、申立期間③は23万4,000円、申立期間④は32万円、申立期間⑤は33万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②から⑤までに係る賞与の支給日については、A社の

回答から、申立期間②は平成 15 年 12 月 19 日、申立期間③は 17 年 8 月 12 日、申立期間④は同年 12 月 16 日及び申立期間⑤は 18 年 8 月 11 日とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②から⑤までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記貸金台帳において確認できる保険料控除額に見合う賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、上記貸金台帳により、当該期間の賞与の支給が無いことが確認できる上、A社は、「申立人の当該期間に係る賞与を支給していない。」と回答している。

また、申立人は、申立期間①における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月24日は14万3,000円、同年12月12日は17万5,000円、16年7月6日は23万8,000円、同年12月7日は25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月24日
② 平成15年12月12日
③ 平成16年7月6日
④ 平成16年12月7日

私が、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。

調査の上、申立期間に係る標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された総合口座通帳の記載内容により、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、A社は、「被保険者に支給した賞与であることから、保険料を控除していたと思われる。」と回答している。

さらに、同僚5人から提出された申立期間に係る賞与明細書を調査したところ、当該同僚が賞与支給額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の総合口座通帳から推認

できる賞与支給額及び保険料控除額から、平成 15 年 6 月 24 日は 14 万 3,000 円、同年 12 月 12 日は 17 万 5,000 円、16 年 7 月 6 日は 23 万 8,000 円、同年 12 月 7 日は 25 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東神奈川厚生年金 事案 8915

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、同賞与に係る支給日を平成18年12月18日及び19年7月18日とし、標準賞与額をそれぞれ1万7,000円及び13万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月
② 平成19年7月

私は、A社（現在は、B社）に勤務しており、平成18年12月及び19年7月に賞与が支給されたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が委託していた会計事務所から提出された申立人に係る「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」及び同社が委託していた社会保険労務士事務所から提出された申立人に係る給料台帳により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿の社会保険料の控除額から、平成18年12月は1万7,000円、19年7月は13万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②に係る賞与の支給日については、A社における複数の同僚の預金通帳で確認できる当該賞与の振込日の記録から、申立期間①は平成18年12月18日、申立期間②は19年7月18日とすることが妥当である。

また、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が無いが、複数の同僚が申立期間において賞与が支給され、保険料が控除されていることが確認できるにもかかわらず、申立期間において標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して申立期間の標準賞与額に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東神奈川国民年金 事案 7222 (事案 1136 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和46年4月から49年3月までの国民年金保険料納付記録を訂正する必要は無い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から49年3月まで

私は、自営業の収入が安定してきた昭和49年か50年頃に区役所で国民年金の加入手続を行ったとき、窓口の女性から、「今なら20歳まで遡って国民年金保険料を納付することができる。」との説明を聞き、手持ちのお金で保険料を一括納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないとして申立てを行ったが、46年4月から49年3月までの期間だけが認められた。

私は、前回、記憶が曖昧なままに一括納付した国民年金保険料の金額を3万円ぐらいと主張したが、その後、よく考えてみると、一括納付した保険料の金額は、10万円から11万円ぐらいだったことを思い出した。昭和37年10月から49年3月までの保険料を一括納付したはずなので、今回、再度申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

前回申立てにおいて、申立期間のうち、昭和46年4月から49年3月までの期間については、i) 申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される50年10月は、第2回特例納付が実施されていた期間であること、ii) 申立人が納付したとする国民年金保険料額は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した46年4月から49年3月までの期間に要する保険料額とほぼ一致すること、iii) 申立人の姉は、申立人が遡って保険料を納付したことを聞いたことがある旨を証言していることなどから、年金記録の訂正が必要であると判断され、一方、申立期間のうち、37年10月から46年3月までの期

間については、i) 当該期間は、申立人が厚生年金保険の被保険者であったこと、ii) 当該期間を含めて申立期間の保険料を全て納付したとすると、申立人の主張する金額とは大きく異なることなどから、年金記録の訂正は必要でないと判断され、既に年金記録確認A地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成20年12月17日付けで通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、一括納付した国民年金保険料の金額は、10万円から11万円ぐらいだったことを思い出したと主張し、当初の申立て時において3万円ぐらいとしていた主張を変更しているが、新たに主張する金額は、当時未納となっていた申立期間等の保険料を特例納付等により実際に納付した場合の保険料額とおおむね一致するものの、大きく金額を変更した理由及び変更後の金額の具体的根拠が明確ではない。

また、申立人から、申立期間の国民年金保険料の納付に関する新たな情報や資料の提出も無く、口頭意見陳述においても、申立人が当該期間の保険料を納付していた事実を裏付ける新たな証言や資料を得ることができない。

そのほかに、年金記録確認A地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間のうち、昭和37年10月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立期間のうち、昭和46年4月から49年3月までの期間については、前述の前回年金記録の訂正が必要であると判断された理由及び今回の口頭意見陳述において申立人が一括納付したとする国民年金保険料額の記憶が明確でないことなどを総合的に判断すると、今回、当該期間の記録の訂正を行う必要は無い。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 61 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 61 年 2 月まで

私は、昭和 56 年 4 月に就職したことを契機に、同年同月に市役所で国民年金の加入手続を行った。

加入手続後の国民年金保険料については、市役所又は金融機関の窓口で納付書により毎月納付し、その後、時期は定かではないが、口座振替により国民健康保険料と一緒に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 4 月に市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、61 年 3 月頃と推認され、申立人の主張する加入手続時期と一致しない上、当該加入手続時点において、申立期間の過半の期間は時効により国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人のオンライン記録によると、昭和 62 年 1 月 7 日に社会保険事務所（当時）において、過年度納付書が作成されていることが確認できることから、申立期間の一部の期間の保険料については、当該納付書により納付することが可能であるものの、申立人は、申立期間の保険料を遡ってまとめて納付した記憶は無いと述べている。

さらに、申立人が、その主張のとおり申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は、当該期間当初から加入手続時期までを通じて同一市内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせ

る事情も見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 6 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月から 39 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 36 年*月頃に、母親が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。

母親は亡くなっており、具体的なことは分からないが、母親は、姉妹 3 人の国民年金保険料をそれぞれ 20 歳から納付してくれていたはずなので、申立期間の保険料が未加入による未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、当該手続及び保険料の納付を行ってくれたとするその母親は既に他界しており、証言を得ることができないことから、申立期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、20 歳になった昭和 36 年*月頃に、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと述べているが、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、39 年 7 月と推認されることから、申立人の国民年金の加入手続時期についての主張と一致しない。

さらに、推認される申立人の加入手続時点において、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人が、その主張のとおり申立期間の保険料を納付するには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、20 歳から払出時期までを通じて同一市内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人は、その母親が、申立人と姉及び妹の 3 人の国民年金保険

料をそれぞれ 20 歳から納付してくれていたと述べているが、姉及び妹の学生期間については国民年金に未加入となっていることがオンライン記録により確認できる。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年11月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月から5年3月まで

私は、結婚後の昭和47年頃、市役所で国民年金の加入手続を行った。49年に他市へ転居してからの国民年金保険料は、最初、集金人が来て納付していたが、その後、納付書により銀行の窓口で納付するようになった。

申立期間の国民年金保険料は、納付書により銀行の窓口でまとめて納付したはずなのに、当該期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を銀行の窓口で納付したと主張しているが、納付時期を記憶しておらず、窓口^{おぼ}に持参した納付書及びその際に受け取った領収証書についてもはっきり憶えていないことから、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、平成5年7月7日にA社会保険事務所（当時）から発行された申立期間に係る国民年金保険料の3枚つづりの納付書を所持しているものの、別の納付書で納付したかもしれないと述べているが、オンライン記録によると、納付書の作成年月日は、申立人の所持する納付書の発行年月日と同一日となっていることが確認できることから、当該納付書の作成日時点においては、申立期間の保険料は納付されていないことが推認される上、同日以降に当該期間の納付書が別に作成された形跡も見当たらない。なお、申立人の所持する3枚つづりの納付書は、いずれにも領収印は押されておらず、収納機関の領収控え及び社会保険事務所長（当時）宛ての領収済通知書も切り取られていないことから、当該納付書により申立期間の保険料が納付されていたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで

私は、昭和36年3月頃、当時居住していた市の地区事務所で国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、集金人に毎月100円ぐらいを納付していた。申立期間②の保険料については、納付書により毎月1万円ぐらいを郵便局で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を毎月納付していたと主張しているが、当該期間当時、申立人が居住していた市の保険料の徴収は、3か月ごと年4回の徴収であったことが市の資料により確認できることから、申立人の主張と一致しない。

また、申立期間①について、申立人の特殊台帳では、昭和40年1月から同年3月までの各月欄に「時効消滅」と押印されていることが確認できる上、申立人の国民年金被保険者名簿では、昭和36年度から39年度までの国民年金保険料が未納であることを確認した日付と推認される日付印（昭和42年11月2日）が確認できる。

さらに、申立期間②について、申立人は、国民年金保険料を毎月1万円ぐらい納付していたと主張しているが、当時の実際の保険料月額と大きく乖離している。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東神奈川国民年金 事案 7227

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月及び同年2月

私は、昭和58年4月頃、区役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、夫の転職に伴い転居した昭和63年3月頃に、納付書が郵送されてきたので、区役所に行き、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きを行い、当該期間の保険料を一括して納付したことを明確に記憶している。

私の年金手帳にも、国民年金保険料を納付した期間として申立期間が記載されているにもかかわらず、当該期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年3月頃に納付書が郵送されてきたので、区役所で第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を一括して納付したと主張しているが、申立人のオンライン記録によると、i) 昭和63年1月1日付けの国民年金の第3号被保険者資格の喪失及び第1号被保険者資格の取得、ii) 同年3月1日付けの第1号被保険者資格の喪失及び第3号被保険者資格の取得の記録は、平成5年1月4日付けで処理されていることが確認できることから、申立人は、当該処理が行われるまで、申立期間を含め、第3号被保険者であったと考えられるため、保険料の納付を要さない第3号被保険者である申立人に対し、納付書が発行され、それにより当該期間の保険料が納付されたとは考え難い。

また、前述の国民年金の被保険者資格の処理が行われた平成5年1月の時点において、申立期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

さらに、申立人は、自身が所持している年金手帳の「国民年金の記録(1)」のページの「被保険者となった日」欄及び「被保険者でなくなった日」欄に記載されている日付が国民年金保険料を納付したことを示す根拠であると主張しているが、当該記録は、国民年金の被保険者期間を示すものであり、保険料の納付済期間を示すものではない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 9 月 30 日から 20 年 12 月 31 日まで
私は、A社のB職として勤務し、平成9年9月1日から20年12月31日まで厚生年金保険に加入していたはずである。

しかし、そのうち厚生年金保険の被保険者記録は、平成14年9月30日までしか無い。申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間のうち平成14年9月30日から19年6月15日までの期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の社会保険担当者が、「平成14年頃に、経営不振のためC職社員について厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる取扱いがあった。」と述べているところ、申立人が記憶している複数の者を含むC職社員のほぼ全てが、申立人と同日の平成14年9月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、被保険者資格を喪失後もA社に継続して勤務していた複数の者は、「被保険者資格を喪失後、給与から厚生年金保険料を控除されなかった。」と述べている上、これらの者が喪失月の平成14年9月から国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、D市は、申立人は、平成14年9月30日から現在まで国民健康保険に加入しており、初回納付は同年12月26日だったと回答している上、オンライン記録において、同年12月27日付けで申立人の健康保険被保険者証が返却された記録が確認できる。

このほか、申立人は、給与明細書を所持しておらず、事業主に照会して

も回答を得ることができない上、D市が申立人に係る住民税の申告は確認できないと回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8917

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 14 年 1 月頃から同年 3 月頃まで
② 平成 14 年 5 月頃から同年 11 月頃まで
③ 平成 14 年 12 月頃から 15 年 3 月頃まで

申立期間①は、A社（現在は、B社）に勤務した期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

また、申立期間②は、派遣会社からC社（現在は、D社）に派遣され勤務した期間が、申立期間③は、派遣会社からE社に派遣され勤務した期間が、それぞれ厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

確かに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、B社が保管する労働条件通知書及び雇用保険の加入記録により、申立人が平成 14 年 1 月 8 日から同年 2 月 28 日までA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記労働条件通知書の職名欄には、「臨時」と記載され、社会保険の加入状況欄には、「なし」と記載されていることが確認できる上、B社は、「当時、契約期間が2か月に満たない者は、厚生年金保険に加入させていなかった。申立人の契約期間は2か月未満であり、厚生年金保険には加入させておらず、給与からは、厚生年金保険の保険料を控除していなかった。」と回答をしており、厚生年金保険法第 12 条では、臨時に使用される者であって、二月以内の期間を定めて使用される者は厚生年金保険の被保険者としないう旨が規定されている。

また、申立期間①当時、A社において厚生年金保険被保険者記録のある

同僚に照会を行ったが、回答が得られなかった。

申立期間②については、派遣元であるF社からの回答により、申立人が平成14年6月25日から同年10月18日まで同社に在籍し、C社に派遣されていたことが確認できる。

しかし、F社は、派遣社員の社会保険の取扱いについて、「本来、勤務2か月後に社会保険への加入手続を行うが、本人から基礎年金番号の提示が無い場合は、厚生年金保険の加入手続を行わない。そのため、厚生年金保険の加入手続を行わないまま退職となる場合がある。厚生年金保険に加入していない者の給与からは、厚生年金保険の保険料を控除していなかった。」と回答している。

また、申立期間②当時、F社において厚生年金保険被保険者記録のある同僚に照会を行ったものの、厚生年金保険の取扱いについての証言は得られなかった。

申立期間③については、派遣元であるG社H支店が保管する申立人に係る派遣履歴一覧により、申立人が平成14年12月13日から15年3月12日まで同社に在籍し、E社に派遣されていたことが確認できる。

しかし、上記派遣履歴一覧の累計欄には、「日数 53」、「時間 263.75」と記載されており、G社H支店は、派遣社員の社会保険の取扱いについて、「当時、1日7時間半から8時間勤務している者を、勤務開始2か月後に厚生年金保険に加入させるが、申立人は1日の勤務時間が5時間であり、当該条件を満たさなかったため、厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険に加入させていない者の給与から、厚生年金保険の保険料を控除していなかった。」と回答している。

また、申立期間③当時、G社において厚生年金保険被保険者記録のある同僚に照会を行ったものの、厚生年金保険の取扱いについての証言は得られなかった。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。